

第6章 調査方法

1 大気質

1.1 調査

1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及び自動車等の走行に伴う大気質への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.1.1-1 に示すとおりである。

表 6.1.1-1 調査内容

調査内容	
大気質の状況	<ul style="list-style-type: none">・一般環境大気質の状況 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、降下ばいじんの量、水銀等(水銀及びその化合物)、塩化水素及びダイオキシン類)・沿道環境大気質の状況 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素)
気象の状況	<ul style="list-style-type: none">・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温・湿度
道路交通の状況	<ul style="list-style-type: none">・道路の構造、交通量等
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none">・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.1.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.1.1-3 及び図 6.1.1-1 に示すとおりとする（調査地点の選定について p.6-6 参照）。

表 6.1.1-2(1/2) 調査方法

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
大気質の状況 ・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・微小粒子状物質 (PM2.5) ・炭化水素 ・降下ばいじん ・水銀等（水銀及びその化合物） ・塩化水素 ・ダイオキシン類	既存資料調査 下記資料を調査し、大気質の状況を把握する。 ・「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県環境部） <調査地点> (p.3-62 表3.2.1-4、p.3-63 図3.2.1-4参照) 一般環境測定局：上尾局（上尾市浅間台3-35） 蓮田局（蓮田市蓮田5-30） さいたま市宮原局（さいたま市北区宮原町4-129） 久喜局（久喜市江面85） 鴻巣局（鴻巣市中央1-1） さいたま市役所局（さいたま市浦和区常盤6-4-4） さいたま大宮局（さいたま市大宮区大門町3-3） 川越市川越局（川越市宮下町2-7-4） 自動車排出ガス測定局：さいたま西原自排局（さいたま市岩槻区岩槻3750） 川島自排局（川島町かわじま2-19）
	現地調査 <調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点(図6.1.1-1参照) （対象事業実施区域では沿道大気を兼ねるものとし、炭化水素についても調査を行う。（その調査方法は沿道大気欄参照） <調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とする。 <調査項目・調査方法> 環境大気 ・二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・降下ばいじん：「環境測定分析法註解」（社）日本環境測定分析協会 デポジットゲージ法またはガスジェータ法による測定方法(30日間調査) （対象事業実施区域内 1 地点のみとする。） ・水銀（水銀及びその化合物）：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年環境省） ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁） ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）
	沿道大気 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート of 4 地点(図6.1.1-1参照) （対象事業実施区域では環境大気を兼ねるものとする。） <調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とする。 <調査項目・調査方法> ・二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・炭化水素：「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」（昭和52年環大企第61号）

表 6.1.1-2(2/2) 調査方法

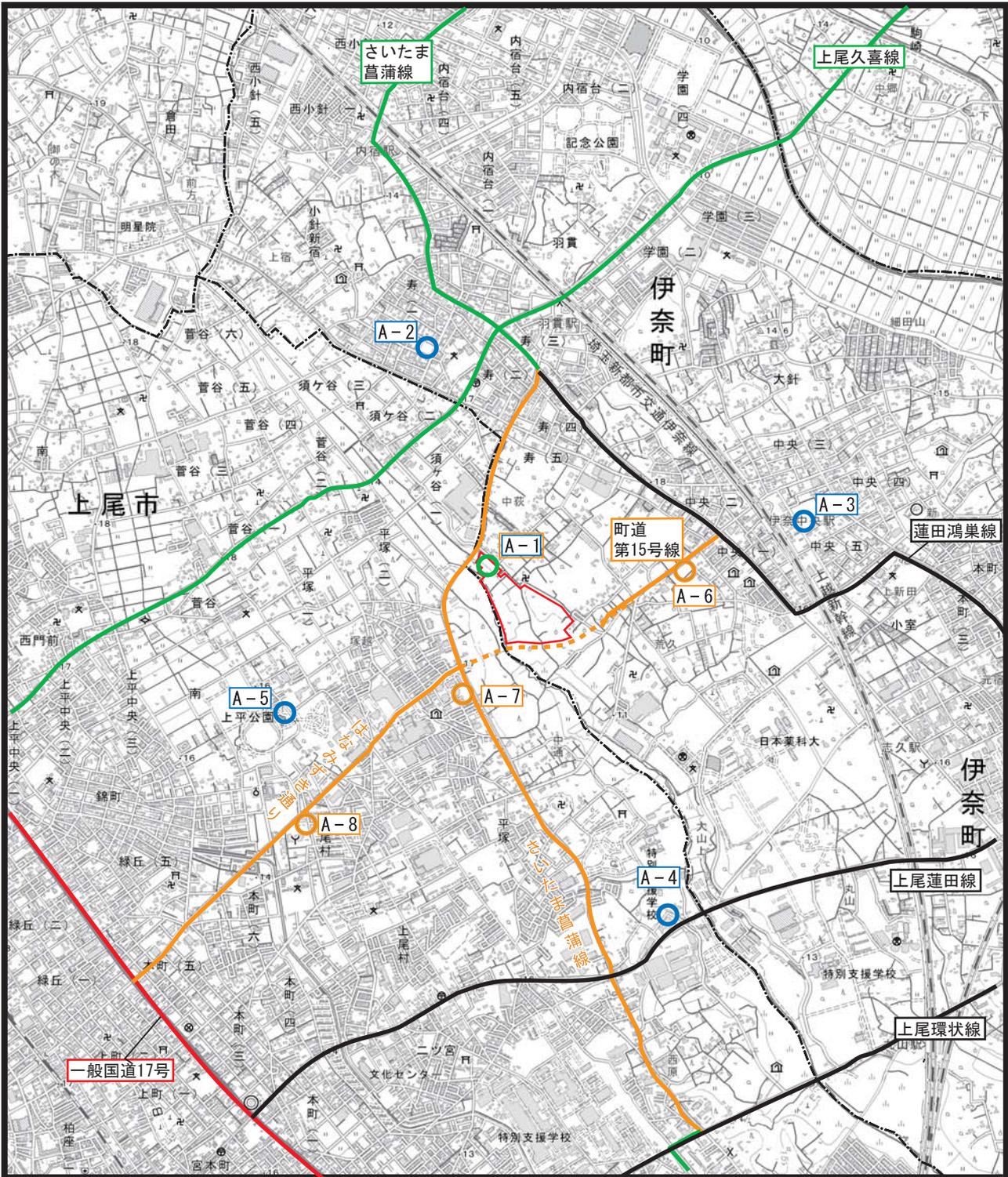
調 査		
調 査 対 象	調 査 手 法 等	
気象の状況 [地上気象] ・風向、風速 ・大気安定度 (日射量、放射収支量) ・気温、湿度 [上層気象] ・気温 ・風向、風速	既存資料調査	下記資料等を調査するとともに、現地調査を実施した期間が気象的に異常でなかったかを確認する。 ・地域気象観測所（アメダス）の1時間値 ・最寄りの気象観測地点での統計値 <調査地点> ・アメダスさいたま（気温、降水量、風向、風速） ・上尾市消防本部東消防署（気温、降水量、風向、風速） (p. 3-58 図3.2.1-1参照)
	現地調査	<調査地点> ・地上気象：対象事業実施区域内の1地点(図6.1.1-1参照) ・上層気象：対象事業実施区域内の1地点(図6.1.1-1参照) <調査期間、回数> ・地上気象：1年間連続、 ・上層気象：4季各1週間(原則1日あたり8回)の調査とする。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」（平成14年気象庁）に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」（平成16年気象庁）に準拠した方法
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^{注1} ： ・走行速度	現地踏査・既存資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）
	現地調査	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の4地点(図6.1.1-1参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の4地点(図6.1.1-1参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査・既存資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

注1：現地調査での車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とする。

表 6.1.1-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
一般環境 大気質	A-1	対象事業実施区域内 (さいたま菖蒲線)	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀 降下ばいじん (A-1 のみ)	対象事業実施区域の大気質の状況を把握する地点として選定する。 なお、対象事業実施区域は、さいたま菖蒲線に接している。本路線は関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定されることから、沿道大気を兼ねる地点として選定する。
	A-2	対象事業実施区域の 北側住宅地(伊奈町：下宿 児童公園付近)		対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。
	A-3	対象事業実施区域の 東側住宅地(伊奈町：中部 公園付近)		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。
	A-4	対象事業実施区域の 南側住宅地(上尾市：共同 福祉施設イコス上尾付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	A-5	対象事業実施区域の 西側住宅地(上尾市：上平 公園 東口駐車場付近)		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。
沿道環境 大気質	A-1	対象事業実施区域内 (さいたま菖蒲線)	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 炭化水素 道路交通の状況	さいたま菖蒲線は、関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定されることから、環境大気を兼ねる地点として選定する。
	A-6	町道第15号線		伊奈町側から対象事業実施区域への関係車両（ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	A-7	さいたま菖蒲線		上尾市側から対象事業実施区域への関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	A-8	はなみずき通り		
地上気象	A-1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温・湿度 日射量、 放射収支量	対象事業実施周辺の代表的な気象を把握する地点として選定する。
上層気象	A-1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温	

注：国道17号における一般車両交通量は49,552～52,204台/日であり、ごみ収集車両等による寄与率は2%未満と少ないことから調査地点は設定しない。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 一般環境大気質(兼 沿道環境大気質)・地上気象・上層気象調査地点
-  : 一般環境大気質調査地点
-  : 沿道環境大気質調査地点
-  : 主な搬出入道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:25,000



図6.1.1-1 大気質・地上気象・上層気象調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

(1) 調査地点の選定について

環境大気調査地点の選定に際しては、計画施設(107t/日×2炉または71.3t/日×3炉、煙突高さ59m)の稼働に伴う煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案し選定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・計画施設における最大着地濃度出現予想距離は、類似事例を参考とすると1.0km程度と考えられる(表6.1.1-4 類似事例参照)。

表 6.1.1-4 類似事例

施設名	処理能力	処理方式	煙突高 m	排出ガス量 m ³ N/h(WET) (1炉あたり)	排出ガス 温度 ℃	最大着地濃 度出現距離 m	出典
福岡市 新西部工場	230t/日 ×3炉	ストーカ式	80	51,120	150	約1,300 (地形考慮)	福岡市西部工場建替事業に係る 環境影響評価準備書 令和6年7月 福岡市
東京二十三区清掃 一部事務組合 新北清掃工場	300t/日 ×2炉	ストーカ式	120	117,000	190	約1,000	環境影響評価書-北清掃工場建替 事業-令和3年12月 東京二十三区清掃一部事務組合
川口市 戸塚環境センター	142.5t/日 ×2炉	ストーカ式	59	40,000	190	約740 注	川口市戸塚環境センター施設整備 事業に係る環境影響評価書 令和3年3月 川口市
佐賀東部クリーン エコランド	172t/日 ×2炉	ストーカ式	59	19,000	160	約720	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設 整備事業に係る環境影響評価書 令和2年7月佐賀県鳥栖市
太田市外三町広域 清掃組合	165t/日 ×2炉	ストーカ式	59	43,650	155	約680	太田市外三町広域一般廃棄物処理 施設整備事業に係る環境影響評価 書平成29年2月 太田市外三町広域清掃組合
名古屋市 北名古屋工場	330t/日 ×2炉	シャフト炉 式ガス化溶 融方式	100	100,000	171	920	北名古屋ごみ焼却工場建設事業に 係る環境影響評価準備書 平成25年6月 北名古屋市

注：等濃度分布図からの読み取り値

(参考)

近年のごみ処理施設は、効率的に熱エネルギーを回収するため、従来の空気比2.0前後より低い1.3～1.5程度の空気比で燃焼させる例が多くみられるようになっており、あわせて排ガス温度も低くなり、これに伴って最大着地濃度出現距離は短くなっている。

1.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 1. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 1. 2-1 予測内容

予測内容		
工事中	建設機械の稼働	二酸化窒素、粉じん
	資材運搬等車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素
存在・供用時	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、水銀等 (水銀及びその化合物)、塩化水素、ダイオキシン類
	自動車等の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 1. 2-2に示すとおりである。

表6.1.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価			
環境影響要因	予測手法等	評価手法	
工 事 中	建設機械の稼働 (二酸化窒素)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準（環境基本法） ・ 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課監修） 参考値
	建設機械の稼働 (粉じん)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じん <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案して定性的に予測する。または、「道路環境影響評価の技術手法」等を用いて定量的に予測する。 	
	資材運搬等の車両の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両の走行による大気への影響が最大となる時期とする。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両の主要走行ルートとする(図6.1.1-1参照)。(A-6を除く3地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測する。 	
存 在 ・ 供 用 時	施設の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、水銀等（水銀及びその化合物）、塩化水素、ダイオキシン類、 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域周辺とし、影響が最大となる地点を含む範囲とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均濃度を予測する。 予測項目は二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、水銀等（水銀及びその化合物）及びダイオキシン類とする。 ・ 短時間高濃度：ブルーム式による拡散シミュレーションにより高濃度となる1時間値(大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時)を予測する。 予測項目は二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、及び塩化水素とする。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準（環境基本法） ・ 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年6月16日環大規第136号（塩化水素） 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申) (平成15年中央環境審議会) (水銀等(水銀及びその化合物)) ・ 「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」（昭和51年8月、中央公害対策審議会）」における非メタン炭化水素の指針値（炭化水素）
	自動車等の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集車両等の主要走行ルートとする(図6.1.1-1参照)。(4地点) <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測する。 	

注：微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととする。

1.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.1.3-1 に示すとおりである。

表 6.1.3-1 環境の保全に関する配慮方針

工 事 中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 敷地境界には工事用仮囲い等を設置するほか、敷鉄板の設置、散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。 資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。
存 在 ・ 供 用 時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め公害防止基準値とする。また、工事中、供用時は、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ごみ収集車両等は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 ごみ収集車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ごみ収集車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

2 騒音・低周波音

2.1 調査

1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及び自動車等の走行に伴う騒音・低周波音への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.2.1-1 に示すとおりである。

表 6.2.1-1 調査内容

調査内容	
騒音及び低周波音の状況	・環境騒音、道路交通騒音 ・低周波音(G特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル)
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.2.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.2.1-3 及び図 6.2.1-1 に示すとおりとする。

表 6.2.1-2 調査方法

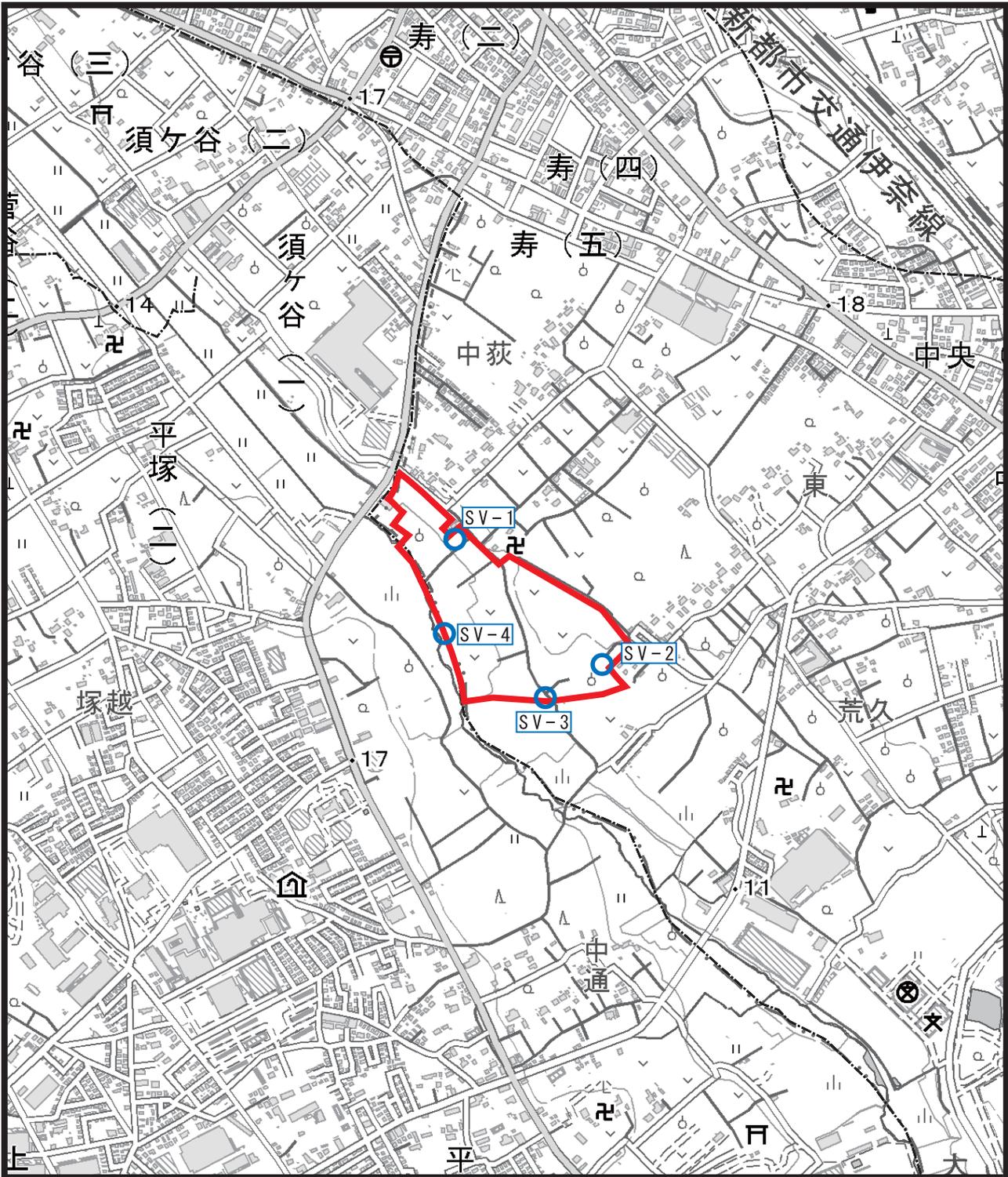
調 査 対 象		調 査 手 法 等	
騒音の状況 ・環境騒音の音圧レベル ・道路交通騒音の音圧レベル	既存資料調査	下記資料を調査し、騒音の状況を把握する。 ・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部） <調査地点> (p.3-69,70 表3.2.1-8、p.3-71 図3.2.1-5参照) 路線名：一般国道17号、県道さいたま菖蒲線、県道上尾蓮田線、県道蓮田鴻巣線、 県道上尾久喜線、県道上尾環状線	
	現地調査	環境騒音	<調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側）（図6.2.1-1参照） <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号） ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準」（厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）に定める方法 ・「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法」
		道路交通騒音	<調査地点> ・関係車両主要走行ルート of 4地点(図6.2.1-1参照) <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号）
低周波音の状況 ・G特性音圧レベル ・1/3オクターブバンド音圧レベル	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側）（図6.2.1-1参照） <調査期間、時期等> ・低周波音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁）	
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^{注1} ： ・走行速度	現地踏査・既存資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）	
	現地調査	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 4地点(図6.2.1-1参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 4地点(図6.2.1-1参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。	
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査・既存資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。	
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。	

注1：車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とする。

表 6.2.1-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境騒音・ 低周波音	SV-1	対象事業実施区域の北側敷地境界	環境騒音 低周波音	対象事業実施区域の環境騒音、低周波音を代表する地点として、北側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の東側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音、低周波音を代表する地点として、東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の南側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音、低周波音を代表する地点として、南側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の西側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音、低周波音を代表する地点として、西側敷地境界を選定する。
沿道交通騒音	SV-5	さいたま菖蒲線	道路交通騒音 道路交通の状況	関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	SV-6	町道第15号線		伊奈町側から対象事業実施区域への関係車両（ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	SV-7	さいたま菖蒲線		上尾市側から対象事業実施区域への関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	SV-8	はなみずき通り		

注：国道17号における一般車両交通量は49,552～52,204台/日であり、ごみ収集車両等による寄与率は2%未満と少ないことから調査地点は設定しない。



凡例



: 対象事業実施区域



: 環境騒音・低周波音調査地点

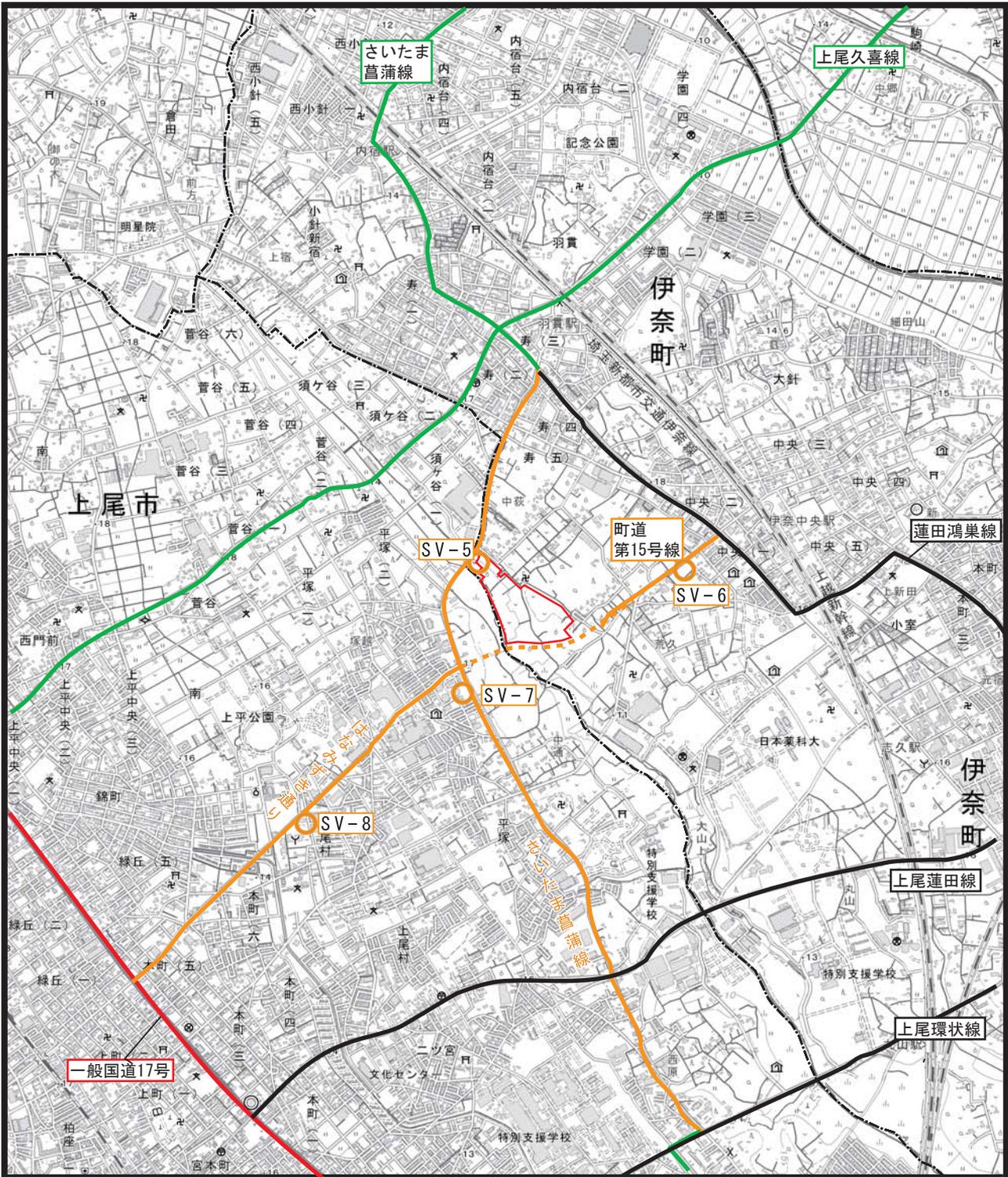


S = 1:10,000



図6.2.1-1 (1/2) 環境騒音・低周波音調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 沿道交通騒音調査地点
-  : 主な搬入道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:25,000



図6. 2. 1-1(2/2) 道路交通騒音調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

2.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6.2.2-1 に示すとおりである。

表 6.2.2-1 予測内容

予測内容		
工事中	建設機械の稼働	建設作業騒音レベル
	資材運搬等車両の走行	道路交通騒音レベル
存在・供用時	施設の稼働	施設騒音レベル、低周波音圧レベル
	自動車等の走行	道路交通騒音レベル

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6.2.2-2に示すとおりである。

表6.2.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工 事 中	建設機械の稼働	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業騒音に係る規制基準（騒音規制法） ・騒音に係る環境基準（環境基本法） ・工場・事業場に係る規制基準（騒音規制法） ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁大気保全局）に示された科学的知見
	<p>資材運搬等の車両の走行</p> <p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音レベル <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の走行による騒音の影響が最大となる時期とする。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の主要走行ルートとする（図6.2.1-1参照）。（SV-6を除く3地点） <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ASJ RTN-Model 2018」（（社）日本音響学会）による伝搬理論計算式により予測する。 	
存 在 ・ 供 用 時	施設の稼働	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の騒音レベル ・施設からの低周波音 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の騒音レベル 施設の稼働による音圧レベルを把握し、音の伝搬理論による計算により予測する。 ・施設からの低周波音 類似事例、環境保全のための措置等を参照して定性的に予測する。
	自動車等の走行	

2.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.2.3-1 に示すとおりである。

表 6.2.3-1 環境の保全に関する配慮方針

工事中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 敷地境界または工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
存在・供用時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 敷地境界における騒音の公害防止基準として、「騒音規制法」、「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第2種区域の規制基準値を適用する。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ごみ収集車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ごみ収集車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

3 振動

3.1 調査

1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及び自動車等の走行に伴う振動への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.3.1-1 に示すとおりである。

表 6.3.1-1 調査内容

調査内容	
振動の状況	・環境振動、道路交通振動、地盤卓越振動数
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
振動の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.3.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.3.1-3 及び図 6.3.1-1 に示すとおりとする。

表 6.3.1-2 調査方法

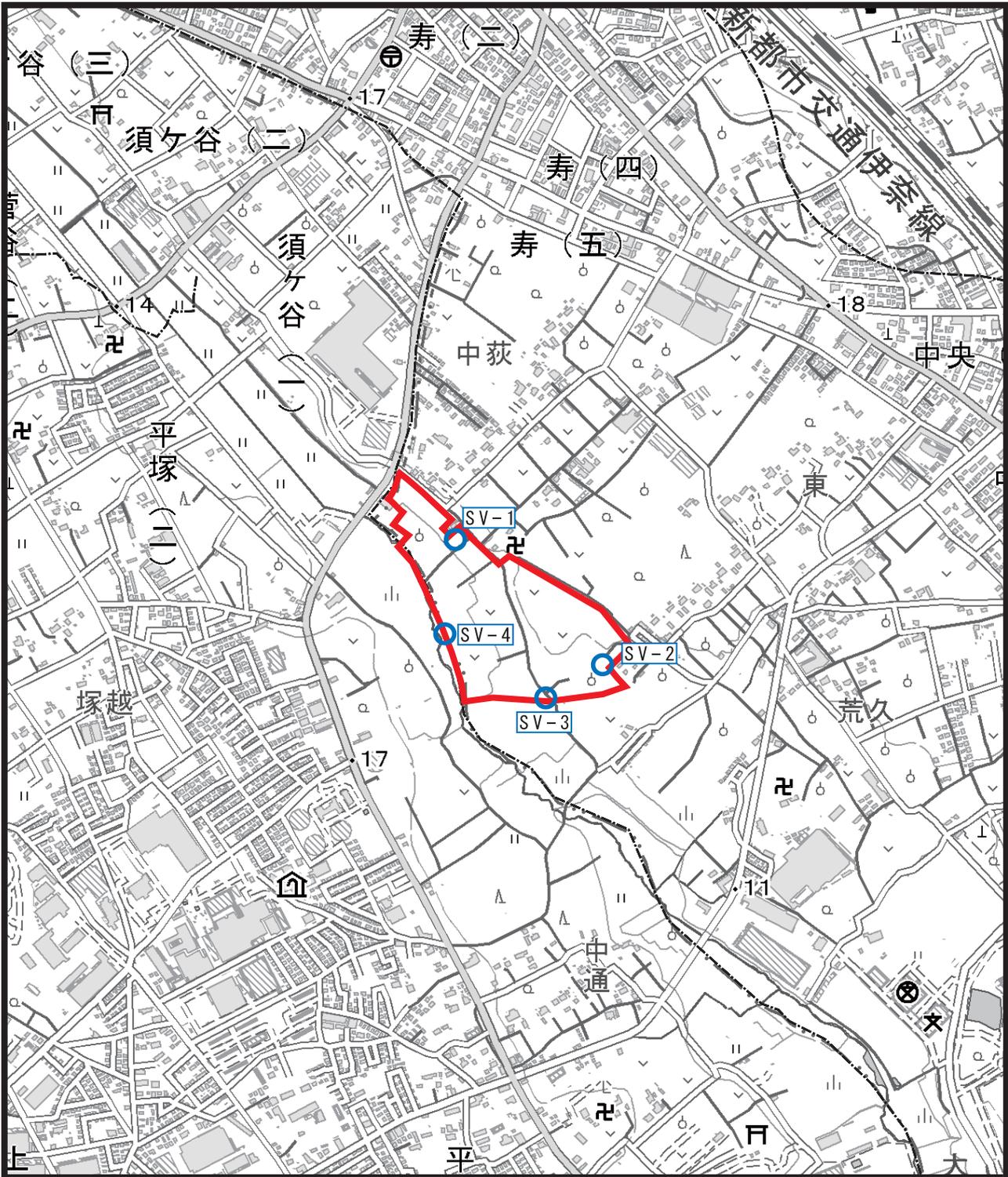
調 査 対 象		調 査 手 法 等	
振動の状況 ・環境振動レベル ・道路交通振動レベル ・地盤卓越振動数	既存資料調査	下記資料を調査し、振動の状況を把握する。 ・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県環境部) <調査地点> (p.3-72 表3.2.1-10、p.3-71 図3.2.1-5参照) 路線名：一般国道17号、県道さいたま菖蒲線	
	現地調査	環境振動	<調査地点> ・対象事業実施区域4地点(北側、東側、南側、西側)(図6.3.1-1参照) <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)による。
		道路交通振動	<調査地点> ・関係車両主要走行ルート of 4地点(図6.3.1-1参照) <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)による。
		地盤卓越振動数	<調査地点> ・道路交通振動の調査地点と同様とする。 <調査期間、時期等> ・道路交通振動の調査期間内にそれぞれ1回とする。 <調査方法> ・「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(国土技術政策総合研究所)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^{注1} ： ・走行速度	現地踏査・既存資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」(国土交通省)	
	現地調査	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 4地点(図6.3.1-1参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 4地点(図6.3.1-1参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。	
振動の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査・既存資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。	
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。	

注1：車種区分は二輪車、小型車、大型車(特殊車は形状に応じて分類)とする。

表 6.3.1-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境振動	SV-1	対象事業実施区域の北側敷地境界	環境振動	対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、北側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の東側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の南側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、南側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の西側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、西側敷地境界を選定する。
沿道交通振動	SV-5	さいたま菖蒲線	道路交通振動 地盤卓越振動数 道路交通の状況	関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	SV-6	町道第15号線		伊奈町側から対象事業実施区域への関係車両（ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	SV-7	さいたま菖蒲線		上尾市側から対象事業実施区域への関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される地点として選定する。
	SV-8	はなみずき通り		

注：国道17号における一般車両交通量は49,552～52,204台/日であり、ごみ収集車両等による寄与率は2%未満と少ないことから調査地点は設定しない。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 環境振動調査地点

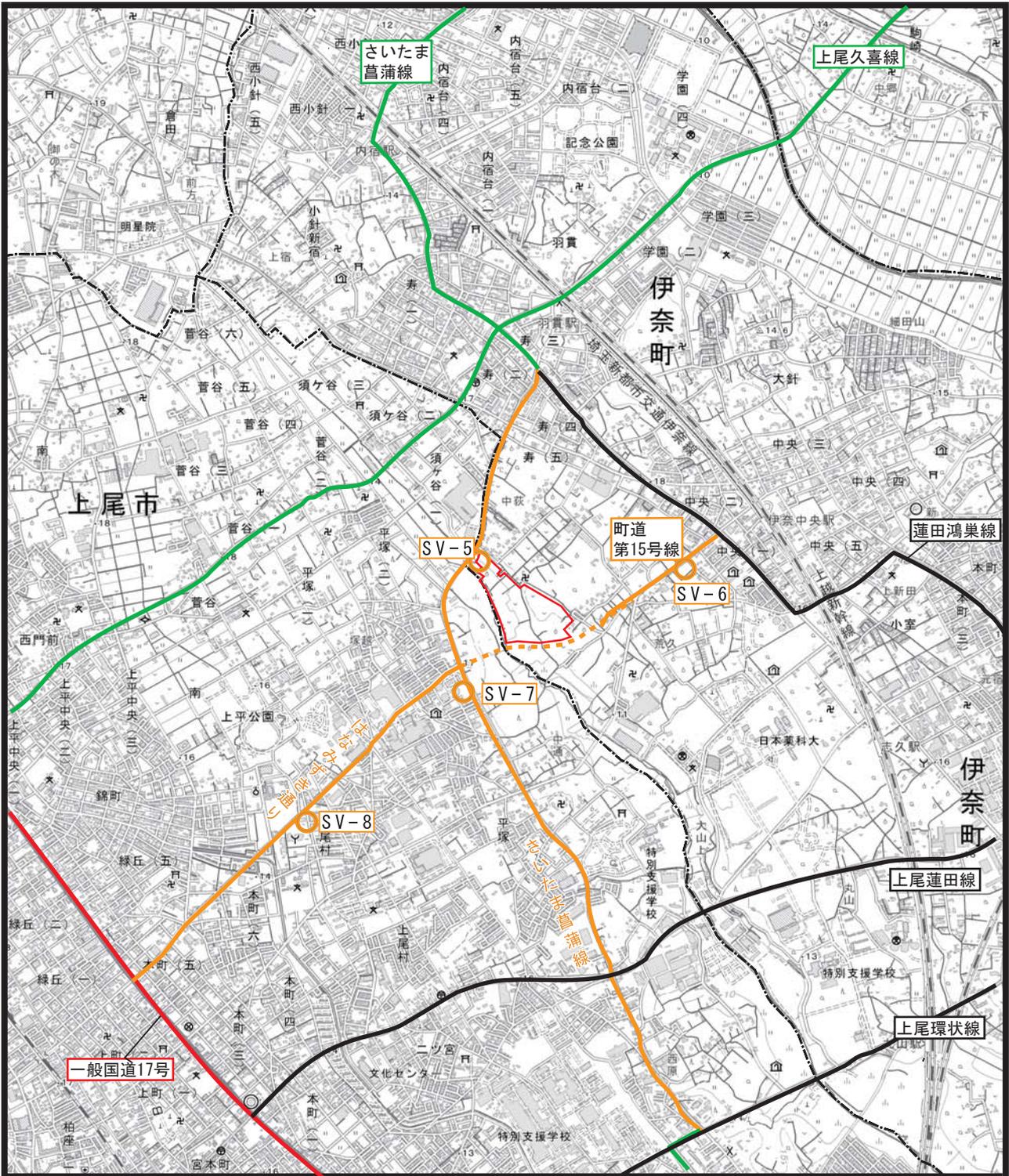


S = 1:10,000



図6.3.1-1(1/2) 環境振動調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 沿道交通振動調査地点
-  : 主な搬入道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:25,000



図6.3.1-1(2/2) 道路交通振動調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

3.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6.3.2-1 に示すとおりである。

表 6.3.2-1 予測内容

予測内容		
工事中	建設機械の稼働	建設作業振動レベル
	資材運搬等車両の走行	道路交通振動レベル
存在・供用時	施設の稼働	施設振動レベル、低周波音圧レベル
	自動車等の走行	道路交通振動レベル

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6.3.2-2に示すとおりである。

表6.3.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中	建設機械の稼働 <予測対象> ・建設作業振動レベル <予測時期> ・建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期とする。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <予測方法> ・「工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝搬理論式を用いて定量的に予測する。」	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。 ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法）
	資材運搬等の車両の走行 <予測対象> ・道路交通振動レベル <予測時期> ・資材運搬等の車両の走行による振動の影響が最大となる時期とする。 <予測地点> ・資材運搬等の車両の主要走行ルートとする（図6.3.1-1参照）。（SV-6を除く3地点） <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算による。	
存在・供用時	施設の稼働 <予測対象> ・施設の振動レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <予測方法> ・施設の稼働による振動レベルを把握し、伝搬理論式により予測する。	
	自動車等の走行 <予測対象> ・道路交通振動レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <予測地点> ・ゴミ収集車両等の主要走行ルートとする（図6.3.1-1参照）。（4地点） <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算による。	

3.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.3.3-1 に示すとおりである。

表 6.3.3-1 環境の保全に関する配慮方針

工 事 中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
存 在 ・ 供 用 時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 敷地境界における振動の公害防止基準として、「振動規制法」、「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第1種区域の規制基準値を適用する。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ごみ収集車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

4 悪臭

4.1 調査

1) 調査内容

供用後の施設の稼働に伴う悪臭への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.4.1-1 に示すとおりである。

表 6.4.1-1 調査内容

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数(臭気濃度)及び特定悪臭物質(22項目)の濃度等の状況
気象の状況	・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温・湿度
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.4.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.4.1-3 及び図 6.4.1-1 に示すとおりとする。

表 6.4.1-2 調査方法

調 査 対 象		調 査 手 法 等
悪臭の状況 ・ 特定悪臭物質 ^注 ：22項目 ・ 臭気指数(臭気濃度)	現地調査	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域の敷地境界(風上、風下)の2地点 ・ 対象事業実施区域周辺の住宅地の4地点(臭気指数のみの調査とする。)(大気質のA-2, 3, 4, 5と同様)(図6.4.1-1参照) <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計2回とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年環告示第9号) ・ 臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環告示第63号)
気象 ・ 風向、風速 ・ 大気安定度 (日射量、放射収支量)	既存資料調査	<p>下記資料等を調査するとともに、現地調査を実施した期間が気象的に異常でなかったかを確認する(「1 大気質」と同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域気象観測所(アメダス)の1時間値 ・ 最寄りの気象観測地点での統計値 <p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アメダスさいたま(気温、降水量、風向、風速) ・ 上尾市消防本部東消防署(気温、降水量、風向、風速)(p.3-58 図3.2.1-1参照)
その他の関連事項 ・ 既存の発生源の状況 ・ 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

注：特定悪臭物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

表 6.4.1-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
悪臭の状況	0-1 (風上)	対象事業実施区域敷地境界(調査当日の風向に応じて調査地点を移動する)	特定悪臭物質(22物質) 臭気指数	対象事業実施区域の悪臭の状況を把握する地点として、敷地境界の風上にあたる地点を選定する。
	0-1 (風下)			対象事業実施区域の悪臭の状況を把握する地点として、敷地境界の風下にあたる地点を選定する。
	0-2	対象事業実施区域の北側住宅地(伊奈町：下宿児童公園付近)	臭気指数	対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。
	0-3	対象事業実施区域の東側住宅地(伊奈町：中部公園付近)		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。
	0-4	対象事業実施区域の南側住宅地(上尾市：共同福祉施設イコス上尾付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	0-5	対象事業実施区域の西側住宅地(上尾市：上平公園 東口駐車場付近)		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 悪臭調査地点



S = 1:25,000



図6.4.1-1 悪臭調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

4.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 4. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 4. 2-1 予測内容

予測内容		
存在・供用時	施設の稼働	特定悪臭物質、臭気指数

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 4. 2-2に示すとおりである。

表6. 4. 2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の稼働 (排出ガス) (臭気の漏洩)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定悪臭物質 ・臭気指数 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺とし、影響濃度が最大となる地点を含む範囲とする（現地調査地点を含む）。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突排ガスによる影響は、臭気指数等についてプルーム式による拡散シミュレーションにより予測する。 ・臭気の漏洩については、悪臭対策等の事業計画の内容を明らかにするとともに、類似事例等を参照して予測する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②以下に示す規制基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界における規制基準（悪臭防止法）

4.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 4. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 4. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物処理施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏洩を防ぐ。 ・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じプラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 ・悪臭に係る公害防止基準値は、「悪臭防止法」において規定されるB区域の規制基準値を適用する。
--------	-------	--

5 水質

5.1 調査

1) 調査内容

工事中の造成等の工事に伴う水質への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.5.1-1 に示すとおりである。

表 6.5.1-1 調査内容

調査内容	
公共用水域の水質	・生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類等
水象の状況	・河川の流量・流速 ・河川等の形状、底質の堆積状況等
その他の予測・評価に必要な事項	・土砂の性状（沈降特性） ・降水量 ・既存の発生源の状況 ・水利用及び水域利用の状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.5.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.5.1-3 及び図 6.5.1-1 に示すとおりとする。

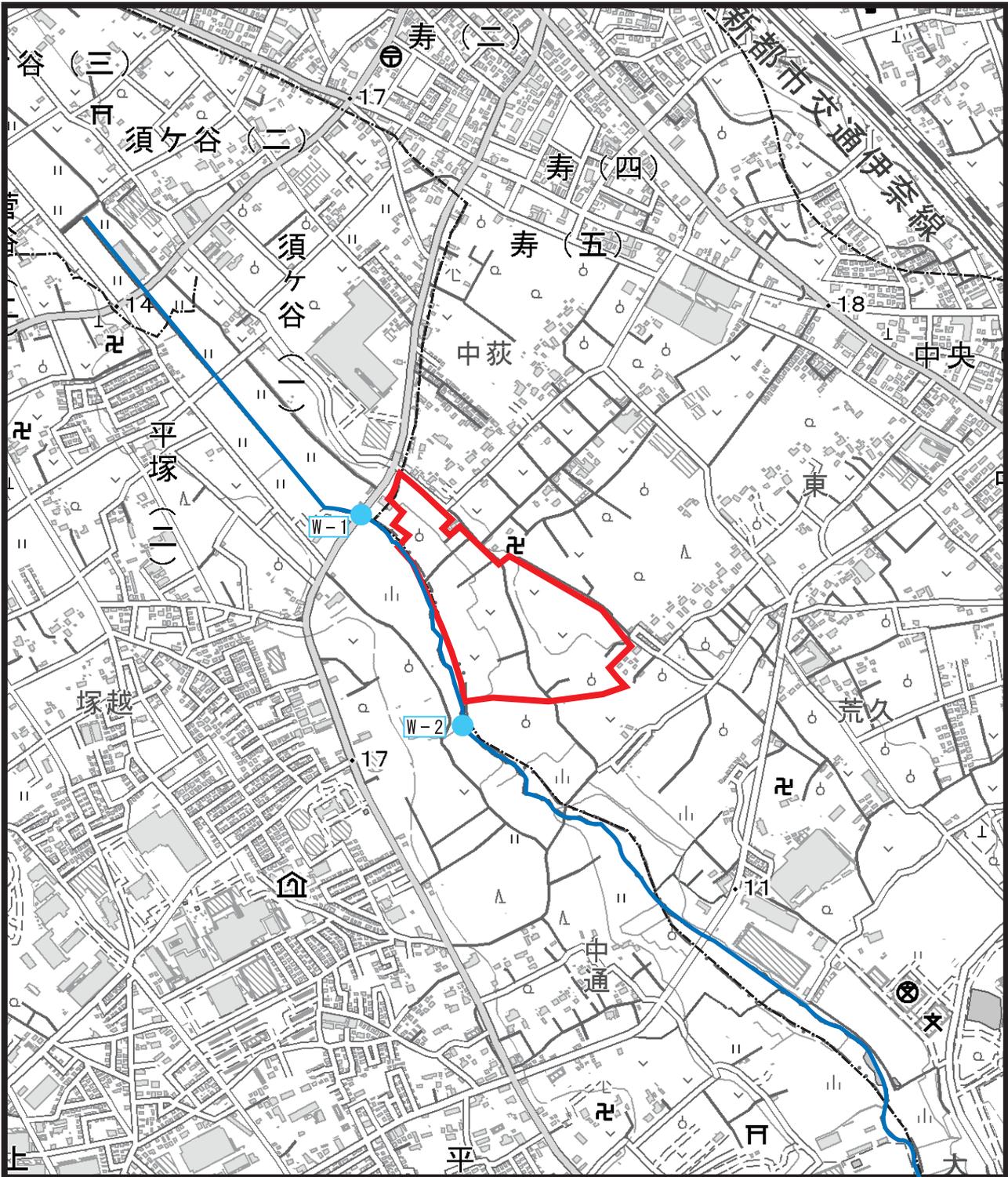
表 6.5.1-2 調査方法

調 査		
調 査 対 象	調 査 手 法 等	
公共用水域の水質 水象の状況 ・生活環境項目 ・健康項目 ・その他の水質指標 ・流量	既存資料調査	下記資料を調査し、水質汚濁物質濃度の状況を把握する。 ・「上尾市環境年次報告書（最新版）」（上尾市） ・「水質検査結果（最新版）」（伊奈町） <調査地点>（p.3-75 図3.2.2-1参照） ・原市沼川（上平橋、境橋） ・綾瀬川（立合橋） ・綾瀬川（境橋、大針橋、綾瀬橋、別所橋、綾瀬川・原市沼川合流点） ・原市沼川（境橋、埼玉トヨペット先） （流量は原市沼川（上平橋、境橋）、綾瀬川（立合橋）のみ）
公共用水域の水質 水象の状況 （平常時） ・生活環境項目等 ^{注1} ・流量、流速 ・河川等の形状、底質の堆積状況等	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺2地点(図6.5.1-1参照) <調査期間、時期等> 4季に各1回とする。 <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・可搬式流速計等を用いる断面法による。 ・現地踏査による。
（降雨時） ・浮遊物質量（SS） ・濁度 ・電気伝導度（EC） ・pH ・流量	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺2地点(図6.5.1-1参照) <調査期間、時期等> ・降雨時2回（各回2試料採取） <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・可搬式流速計等による。
土砂の性状（沈降特性） ・浮遊物質量（SS）	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域の代表地点 <調査期間、時期等> ・土壌調査等にあわせて実施（1回） <調査方法> ・SSと静置（経過）時間との近似式を求める。
その他の関連事項 ・降水量の状況 ・水利用及び水域利用の状況 ・既存の主な発生源の状況	現地踏査・既存資料調査	・アメダスさいたま（気温、降水量、風向、風速） ・上尾市消防本部東消防署（気温、降水量、風向、風速） （p.3-58 図3.2.1-1参照） 現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図、漁業権設定の状況等について最新資料の収集等により把握する。

注1：生活環境項目等 水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素（DO）、大腸菌数

表 6.5.1-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
公共用水域の水質、水象の状況	W-1	原市沼川 対象事業実施区域の上流	・生活環境項目等 ・流量、流速 ・土砂の性状（沈降特性） ・河川等の形状、底質の堆積状況等	原市沼川の対象事業実施区域からの排水が流れ込む上流の地点を選定する。
	W-2	原市沼川 対象事業実施区域の下流		原市沼川の対象事業実施区域からの排水が流れ込む地点の下流を選定する。



凡例

-  : 対象事業
実施区域
-  : 水質調査地点
-  : 原市沼川



S = 1:10,000



図6.5.1-1 水質調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

5.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6.5.2-1 に示すとおりである。

表 6.5.2-1 予測内容

予測内容		
工事中	造成等の工事	浮遊物質量 (SS)、水素イオン濃度 (pH)

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6.5.2-2に示すとおりである。

表6.5.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 造成等の工事	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物質量 (SS)、水素イオン濃度 (pH) <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成等の施工時とする。 <p><予測地点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中雨水の原市沼川合流先及びその下流とする。 (現地調査地点と同様とする。)(図6.5.1-1参照) <p><予測方法></p> <p>浮遊物質量 (SS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画、土壌沈降試験結果、濁水防止対策の内容を参照し、これまでの降雨状況を踏まえて、発生する濁水量を求め、単純混合式等により予測する。 <p>水素イオン濃度 (pH)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画、類似事例等を参照して定性的に予測する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）（河川）（環境基本法）

5.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.5.3-1 に示すとおりである。

表 6.5.3-1 環境の保全に関する配慮方針

工事中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備（以下、「沈砂池等」という。）を設置することにより、濁水の発生を抑制する。 ・沈砂池等に堆積する土砂の定期的な除去、処理水のSSの適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。 ・コンクリート工事等で発生する排水について、状況に応じて中和処理を実施し、アルカリ排水の排出を抑制する。
-----	--------	---

6 土壌

6.1 調査

1) 調査内容

工事中の造成等の工事、供用後の施設の稼働に伴う土壌の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.6.1-1 に示すとおりである。

なお、本環境影響評価の実施と並行して、土壌汚染対策法に基づく地歴調査を実施中である。地歴調査では、対象事業実施区域における土壌汚染のおそれを以下の3種に区分する。

- ・土壌汚染が存在するおそれが「ない」と認められる土地
→ 試料採取等は必要としない
- ・土壌汚染が存在するおそれが「少ない」と認められる土地
→ 900 m²単位で試料採取等対象物質の種類ごとに試料採取等を行う。
- ・土壌汚染が存在するおそれが「比較的多い」と認められる土地。
→ 100 m²単位で試料採取等対象物質の種類ごとに試料採取等を行う。

ここで、土壌汚染が明らかになった場合には、土壌汚染対策法に基づき、適切な手続き、措置を講じるものとする。

したがって、本環境影響評価では、施設稼働後の煙突より放出されるばい煙に含まれるダイオキシン類について、調査、予測・評価する。

表 6.6.1-1 調査内容

調査内容	
土壌の状況	・土壌に係る有害物質（ダイオキシン類）の状況
その他の予測・評価に必要な事項	・水象の状況（地下水の水位、流向、水質の状況） ・気象の状況（降水量） ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.6.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.6.1-3 及び図 6.6.1-1 に示すとおりとする。

表 6.6.1-2 調査方法

調 査		
調 査 対 象	調 査 手 法 等	
土壌に係る有害物質の状況 ・ダイオキシン類	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点(図6.6.1-1参照) <調査期間、時期等> ・1回とする。 <調査方法> ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環告第68号)
その他の関連事項 ・水象の状況(地下水の水位、流向、水質の状況) ・気象の状況(降水量) ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況	現地踏査・既存資料調査	・アメダスさいたま(気温、降水量、風向、風速) ・上尾市消防本部東消防署(気温、降水量、風向、風速) (p.3-58 図3.2.1-1参照) 現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

表 6.6.1-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
土壌の状況	S-1	対象事業実施区域内	ダイオキシン類	対象事業実施区域内の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	S-2	対象事業実施区域の北側住宅地(伊奈町：下宿児童公園付近)		対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。
	S-3	対象事業実施区域の東側住宅地(伊奈町：中部公園付近)		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。
	S-4	対象事業実施区域の南側住宅地(上尾市：共同福祉施設イコス上尾付近)		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	S-5	対象事業実施区域の西側住宅地(上尾市：上平公園 東口駐車場付近)		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 土壌調査地点



S = 1:25,000

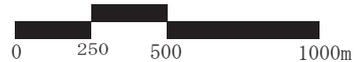


図6.6.1-1 土壌調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

6.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6.6.2-1 に示すとおりである。

表 6.6.2-1 予測内容

予測内容		
存在・供用時	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6.6.2-2に示すとおりである。

表6.6.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の稼働 (排出ガス)	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内を除く現地調査地点（4地点）とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の予測結果、類似事例等を参照して予測する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②以下に示す環境基準との整合性が図られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法）

6.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.6.3-1 に示すとおりである。

表 6.6.3-1 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用時	<p>施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め公害防止基準値とする。また、工事中、供用時は、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排出ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。 ・焼却灰やばいじんの搬出あたって、灰等の運搬車両への積み込みは、建屋内に設置するホップによるもの等とし、屋外に飛散させることのないよう配慮する。また、灰等の運搬車両は、天蓋もしくは飛散防止シート付きとし、灰等の飛散を防止する。
--------	---

7 動物

7.1 調査

1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後の施設の存在に伴う動物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.7.1-1 に示すとおりである。

表 6.7.1-1 調査内容

調査内容	
動物相の状況	・ 生息種及び動物相の特徴
保全すべき種の状況	・ 埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の生息域及び個体数又は生息密度 ・ 生息環境
その他の予測・評価に必要な事項	・ 広域的な動物相及び動物分布の状況 ・ 過去の動物相の変遷 ・ 地域住民その他の人との関わりの状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.7.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、図 6.7.1-1 に示すとおりとする。

表 6.7.1-2 調査方法

調 査																											
調 査 対 象	調 査 手 法 等																										
動物相の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・爬虫類 ・両生類 ・昆虫類 ・魚類 ・底生動物 ・猛禽類	既存資料調査	下記資料を調査し、動物相の状況等を把握する。 ・「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）（埼玉県、2018年）」 ・「第2回～第6回自然環境保全基礎調査（環境省、1978年～2005年）」 ・「上尾市植物動物調査報告書（上尾市、平成3年3月）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第十四集 伊奈の野鳥（伊奈町史編集室）」																									
	現地調査	<調査範囲> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする（魚類、底生動物、猛禽類を除く）。魚類、底生動物は原市沼川とする。 （図6.7.1-1参照） <調査期間、回数及び方法> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査時期・回数</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回</td> <td>直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回</td> <td>任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td rowspan="2">早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回</td> <td>直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>直接観察法</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回</td> <td>直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集</td> </tr> <tr> <td>猛禽類^注</td> <td>2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）</td> <td>「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠</td> </tr> </tbody> </table> 注:猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とする。	調査項目	調査時期・回数	調査方法	哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法	鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）	爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査	両生類	直接観察法	昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法	魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査	底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集	猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）
調査項目	調査時期・回数	調査方法																									
哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法																									
鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）																									
爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査																									
両生類		直接観察法																									
昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法																									
魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査																									
底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集																									
猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）	「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠																									
保全すべき種の状況	現地調査	保全すべき種の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等を明らかにする。																									
生息環境の状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	植物の生育環境との関わりと動物の生息環境の関わりについて文献、植物調査結果等も参考にして明らかにする。																									
その他の関連事項 ・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わり状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	既存資料調査、現地調査結果から総合的に考察する。また、必要に応じて地域住民からの聞き取りによる。																									

重要な種の保護の観点から、図の一部を非公開としました。

凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 調査範囲
-  : 原市沼川
- 【哺乳類】**
 -  : シャーマントラップ[®]法調査地点
 -  : 無人撮影法調査地点
- 【鳥類】**
 -  : 定点センサス法調査地点
 -  : ルートセンサス法調査地点
- 【昆虫類】**
 -  : ライトトラップ[®]法調査地点
 -  : ベイトトラップ[®]法調査地点
- 【魚類・底生動物】**
 -  : 魚類・底生動物調査地点



S = 1:10,000



図6.7.1-1(1/2) 動物調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

重要な種の保護の観点から、図の一部を非公開としました。

凡例



: 対象事業実施区域



: 猛禽類調査地点(定点)



S = 1:50,000



図6.7.1-1(2/2) 猛禽類調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

7.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6.7.2-1 に示すとおりである。

表 6.7.2-1 予測内容

予測内容		
工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境 への影響の程度
存在・供用時	施設の存在	

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6.7.2-2に示すとおりである。

表6.7.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物の生息の特性を踏まえて保全すべき種への環境影響を的確に把握することができる時期とする。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が動物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
存在・供用時 施設の存在	<p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果と対象事業の計画の状況から、保全すべき種、生息地について、分布または生息環境の改変の程度を把握し、事例の引用または解析による。 	

7.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.7.3-1 に示すとおりである。

表 6.7.3-1 環境の保全に関する配慮方針

工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 保全すべき種の生態等を考慮し、繁殖期における工事の回避や騒音の低減等の工期・工法を検討する。 保全すべき種の生息環境を考慮し、改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討する。 工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息する動物への影響をできる限り低減する。
存在・供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 植栽、緩衝緑地の維持管理等の動物の生息環境の保全や周辺環境との調和に十分配慮した施設運営を行うことで、施設の存在における動物への影響を低減する。 通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。 排水溝には小型哺乳類や昆虫類等が這い出し可能なスロープ構造を設ける。

8 植物

8.1 調査

1) 調査内容

工事中の造成等の工事、供用後の施設の存在に伴う植物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.8.1-1 に示すとおりである。

表 6.8.1-1 調査内容

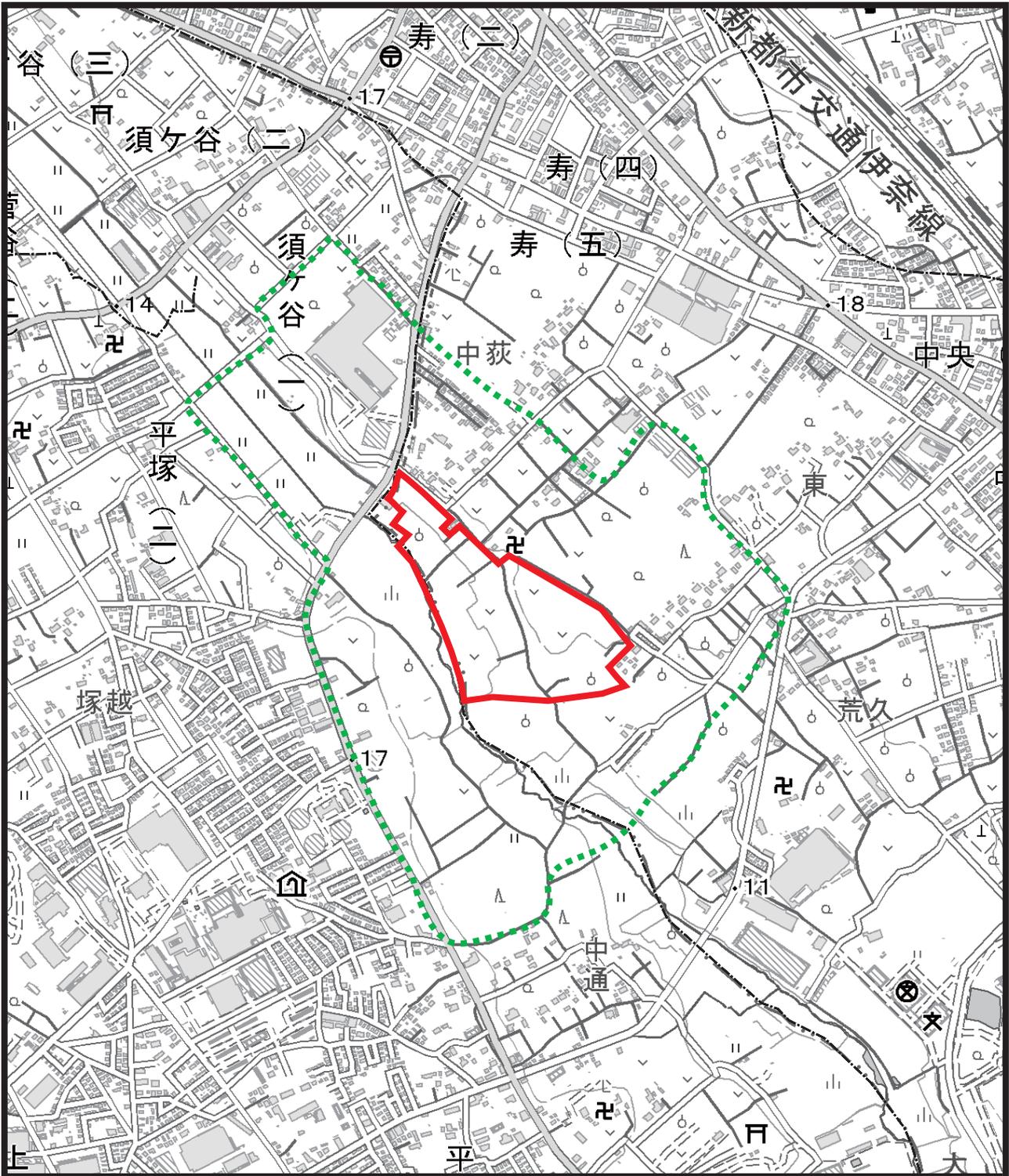
調査内容	
植物相の状況	・ 生育及び植物相の特徴
植生の状況	・ 植物群落の分布、組成及び構造
保全すべき種の状況	・ 埼玉県レッドデータブック及び環境省レッドリスト掲載種、学術上重要な種、地域住民の生活に密接に関わる種、その他の保全が必要な種等の保全すべき種の分布及び個体数 ・ 大径木の樹種、分布位置 ・ 生育環境
緑の量	・ 緑被率または緑視率の把握
その他の予測・評価に必要な事項	・ 広域的な植物相及び植物分布の状況 ・ 過去の植物相の変遷 ・ 地域住民その他の人との関わりの状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.8.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、図 6.8.1-1 に示すとおりとする。

表 6.8.1-2 調査方法

調 査 事 項		調 査 手 法 等
植物相 植物群落 大径木	既存資料調査	<p>下記資料を調査し、植物相の状況等を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県レッドデータブック植物編2011（第4版）（埼玉県、2011年）」 ・「上尾市植物動物調査報告書（上尾市、平成3年3月）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第九集 伊奈の植物Ⅰ（伊奈町史編集室）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第十集 伊奈の植物Ⅱ（伊奈町史編集室）」 ・「伊奈町史 別編 伊奈の植物 補遺編（伊奈町教育委員会）」
	現地調査	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする（図6.8.1-1参照）。また、原市沼川（魚類、底生動物の調査地点付近）とする。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早春 3月上旬-3月下旬、春 4月中旬-5月中旬、夏 7月上旬-7月下旬、秋10月上旬-11月上旬に各1回とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査範囲内を踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録する。 ・現存植生：植物社会学的手法（ブラウンプランクの全推定法）に基づき植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにするとともに、航空写真等を参考として現存植生図を作成する。 ・群落構造：代表的な植物群落ごとに調査区を設定し、調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成するとともに、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握する。 ・潜在自然植生：代償植生の中に局所的に残存している自然植生（二次林の林床に生育する自然構成種の芽生え・残存木等）の分布と立地条件を確認する。また、最新の既存文献により、調査範囲の潜在自然植生の概要を把握し、資料調査と現地調査の結果から、調査範囲の潜在自然植生図を作成する。
保全すべき種、群落の分布、生育の状況	現地調査	保全すべき種及び植物群落の確認地点、生育密度、生育状況を明らかにする。
生育環境の状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	生育環境との関わりについては文献等を参考にして明らかにする。
緑の量 ・緑被率 ・緑視率	既存資料（含む現地調査結果）調査	<p>緑被率：植生調査結果及び空中写真判読等により、緑被の区分ごとの分布を把握する。</p> <p>緑視率：写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測する。</p> <p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意の1回とする。
その他の関連事項 ・広域的な植物相及び植物分布の状況 ・過去の植物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わり状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	既存資料調査、現地調査結果から総合的に考察する。また、必要に応じて地域住民からの聴き取りによる。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 植物調査範囲



S = 1:10,000



図6.8.1-1 植物調査範囲

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

8.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6.8.2-1 に示すとおりである。

表 6.8.2-1 予測内容

予測内容		
工事中	造成等の工事	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度
存在・供用時	施設の存在	

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6.8.2-2に示すとおりである。

表6.8.2-2 予測・評価方法等

予測・評価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 造成等の工事 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物の生育及び植生の特性を踏まえて保全すべき種及び群落への環境影響を的確に把握することができる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果と対象事業の計画の状況から、保全すべき種の生育環境や群落の生育地が変化する程度を把握し、事例の引用または解析による。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が植物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

8.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.8.3-1 に示すとおりである。

表 6.8.3-1 環境の保全に関する配慮方針

工事中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移植を行う等の環境保全措置を検討する。 ・工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川に生育する植物への影響をできる限り低減する。
存在・供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・工事後の造成地や遊休地については、在来植物種を用いた早期の緑化により外来植物種の侵入の抑制を行う。 ・緑化にあたっては、地域遺伝子の保全のため、出来るだけ県内産の苗木や種子を用いるように努める。

9 生態系

9.1 調査

1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後の施設の存在に伴う生態系への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.9.1-1 に示すとおりである。

表 6.9.1-1 調査内容

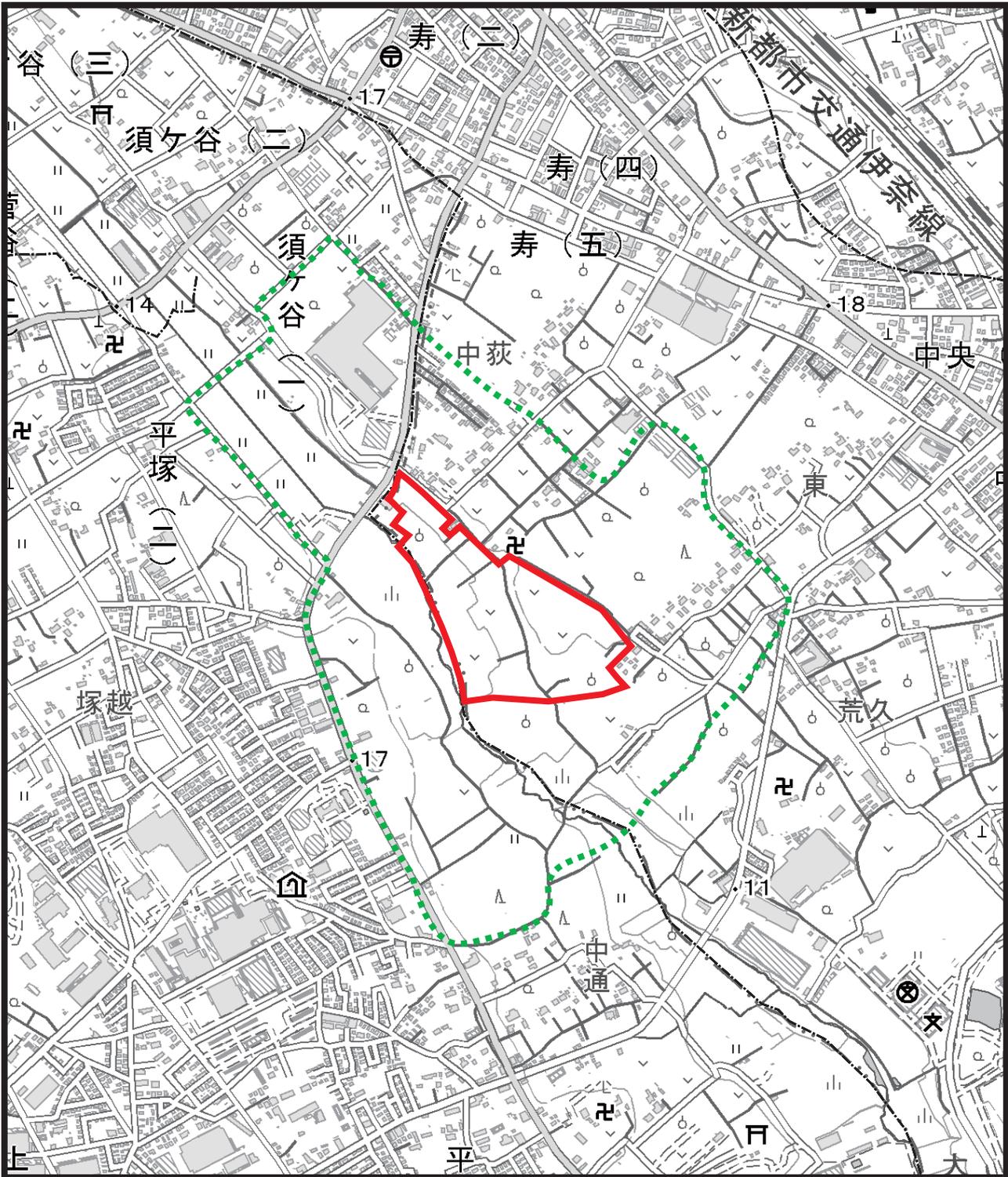
調査内容	
地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定	<ul style="list-style-type: none">・地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位を設定・環境単位ごとの動物、植物の種の構成、環境単位相互の関係及び周辺環境との関係を把握
地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出	<ul style="list-style-type: none">・上位性、典型性、特殊性の観点から地域を特徴づける生態系の指標となる着目種を抽出
着目種の生態	<ul style="list-style-type: none">・抽出した着目種の一般的な生態や行動圏、利用密度等を把握
着目種と関係種（着目種の生息・生育に関係する種）との関係	<ul style="list-style-type: none">・食物連鎖の関係等を把握
着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	<ul style="list-style-type: none">・地形・地質、水環境等の状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.9.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、図 6.9.1-1 に示すとおりとする。

表 6.9.1-2 調査方法

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
地域を特徴づける生態系	<p>既存資料 (含む現地調査結果) 調査</p> <p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から200m程度の範囲を基本とする(図6.9.1-1参照)。(猛禽類については、概ね2,000m程度の範囲を目安とした調査結果による。) <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査期間及び回数は動物調査、植物調査と同一とするが、必要に応じて適宜追加することとする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相、植生の調査結果、注目種・群集等の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を整理する。
着目種と関係種との関係 着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	<p>既存資料 (含む現地調査結果) 調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相のなかで、効率的かつ効果的に生態系を把握できる種、群落等について生活史、食性、繁殖習性、行動習性、生育環境、生息環境の特徴(非生物環境を含む)等、食物連鎖上の関係及び共生の関係の視点に基づき整理する。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 生態系調査範囲



S = 1:10,000



図6.9.1-1 生態系調査範囲

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

9.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6.9.2-1 に示すとおりである。

表 6.9.2-1 予測内容

予測内容		
工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び 関係種の生息・生育環境への影響の程度
存在・供用時	施設の存在	

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6.9.2-2に示すとおりである。

表6.9.2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 建設機械の稼働 資材運搬等の車両 の走行 造成等の工事	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域を特徴づける生態系の着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物その他の自然環境の特性及び着目種等の特性を踏まえて、着目種等に係る環境影響を的確に把握することができる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果と対象事業の計画の状況から、環境類型の区分ごとに変化する生物相及び生育生息環境と生態系との関係について理論的解析による。 ・着目種・群集等の状況については、上位性、典型性、特殊性の観点から選定した生物種等及びその生育生息環境の変化と生態系との関係について類似事例等を参考に予測する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が生態系の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
存在・供用時 施設の存在	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺地域とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果と対象事業の計画の状況から、環境類型の区分ごとに変化する生物相及び生育生息環境と生態系との関係について理論的解析による。 ・着目種・群集等の状況については、上位性、典型性、特殊性の観点から選定した生物種等及びその生育生息環境の変化と生態系との関係について類似事例等を参考に予測する。 	

9.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.9.3-1 に示すとおりである。

表 6.9.3-1 環境の保全に関する配慮方針

工事中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて変更区域外への誘導、移植を行う等の環境保全措置を検討する。 ・工事中に発生する濁水等の流出防止対策を徹底し、対象事業実施区域周辺の河川等に生息・生育する動植物への影響をできる限り低減する。
存在・供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・工事後の造成地や遊休地については、在来植物種を用いた早期の緑化により外来植物種の侵入の抑制を行う。 ・緑化にあたっては、地域遺伝子の保全のため、出来るだけ県内産の苗木や種子を用いるように努める。

10 景観

10.1 調査

1) 調査内容

供用後の施設の存在に伴う景観への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.10.1-1 に示すとおりである。

表 6.10.1-1 調査内容

調査内容	
主要な眺望景観の状況	・眺望の構成要素の状況 (遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率)
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の予測・評価に必要な事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

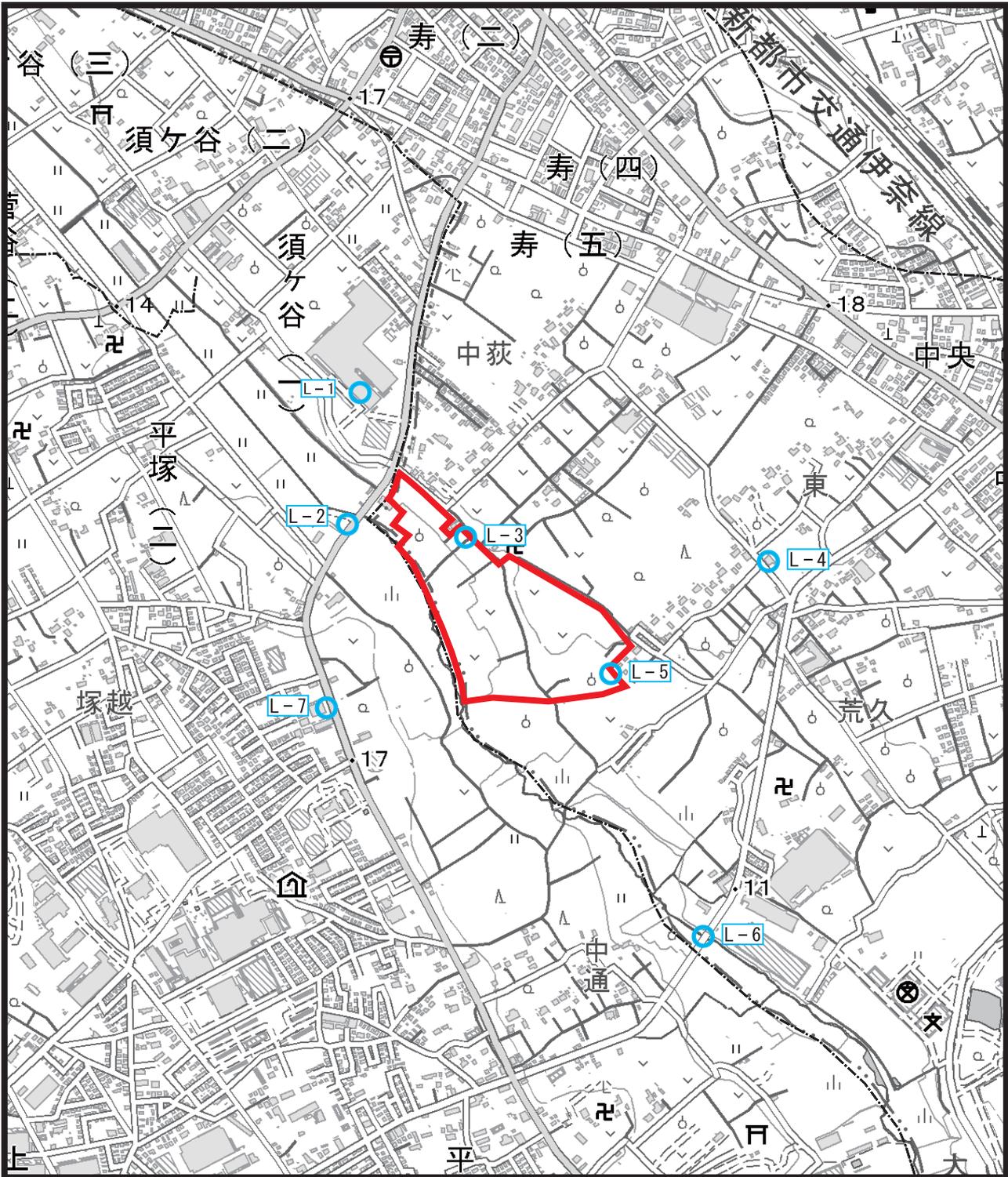
調査は、表 6.10.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.10.1-3 及び図 6.10.1-1 に示すとおりとする。

表 6.10.1-2 調査方法

調 査		
調 査 対 象	調 査 手 法 等	
主要な眺望景観の状況 主要な眺望地点の状況	既存資料調査	既存資料により把握し、必要に応じて現地踏査により確認する。
	現地調査	<調査地点> ・調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点 （主要な眺望地点11地点(図6.10.1-1参照)） <調査期間、時期等> ・季節による景観の変化を考慮して4季調査とする。 <調査方法> ・写真撮影による。
その他の関連事項 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況	現地踏査・既存資料調査	既存資料調査、現地踏査により把握する。また、必要に応じて地域住民からの聞き取りによる。

表 6.10.1-3 調査地点

景観	L-1	セキチュー（ホームセンター）屋上駐車場	眺望景観	対象事業実施区域の北側の比較的高い視点から、対象事業実施区域方向（南方向）、西、北方向を見渡せる地点を選定する。また、南西方向に景観資源である富士山が眺望できる。
	L-2	対象事業実施区域（北）		対象事業実施区域の北側、県道さいたま菖蒲線沿いの比較的多くの人が集まる地点を選定する。
	L-3	隣接民家付近（北）		対象事業実施区域に隣接民家付近を選定する。
	L-4	隣接民家付近（東）		
	L-5	隣接民家付近（南）		
	L-6	町道第15号線		対象事業実施区域の南、約500m付近を通る道路であり、対象事業実施区域を見渡せる地点を選定する。
	L-7	県道さいたま菖蒲線		対象事業実施区域の西、約200m付近を通る道路であり、対象事業実施区域を見渡せる地点を選定する。
	L-8	羽貫駅		対象事業実施区域の東側を南北に通る埼玉新都市交通伊奈線の駅を選定する。また、伊奈中央駅、羽貫駅から対象事業実施区域方向(南西方向)に景観資源である富士山が眺望できる。
	L-9	伊奈中央駅		
	L-10	志久駅		
	L-11	綾瀬川沿いジョギングロード		対象事業実施区域方向(南西方向)に景観資源である富士山が眺望できる。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 景観調査地点

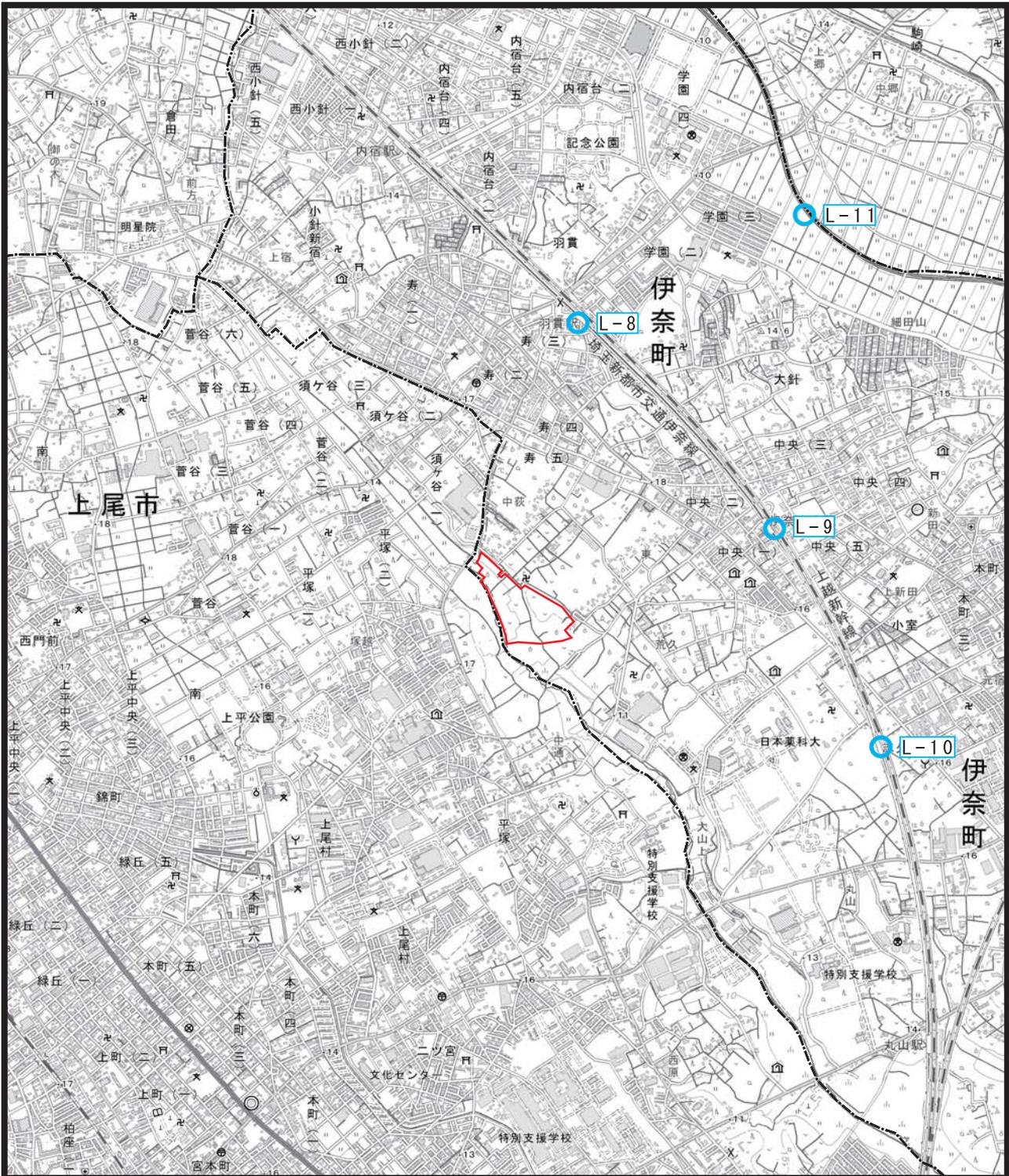


S = 1:10,000



図6.10.1-1(1/2) 景観調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 景観調査地点



S = 1:25,000



図6.10.1-1(2/2) 景観調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

10.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 10. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 10. 2-1 予測内容

予測内容		
存在・供用時	施設の有無	眺望景観

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 10. 2-2に示すとおりである。

表6. 10. 2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の有無	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望景観の状況 ・ 主要な眺望地点の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る影響を的確に把握することができる時期 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 ・ 主要な眺望地点について、分布の改変の程度を把握した上で、事例のまたは解析による。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が景観の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>

10.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 10. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 10. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用時	施設の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%以上を達成する。 ・ 新施設の外観は、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。 ・ 対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 ・ 植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。 ・ 整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。
--------	-------	---

11 自然とのふれあいの場

11.1 調査

1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の存在、自動車等の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6. 11. 1-1 に示すとおりである。

表 6. 11. 1-1 調査内容

調査内容	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	
自然とのふれあいの場の利用状況	
自然とのふれあいの場への交通手段の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none">・周辺の土地利用・周辺の交通網の状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

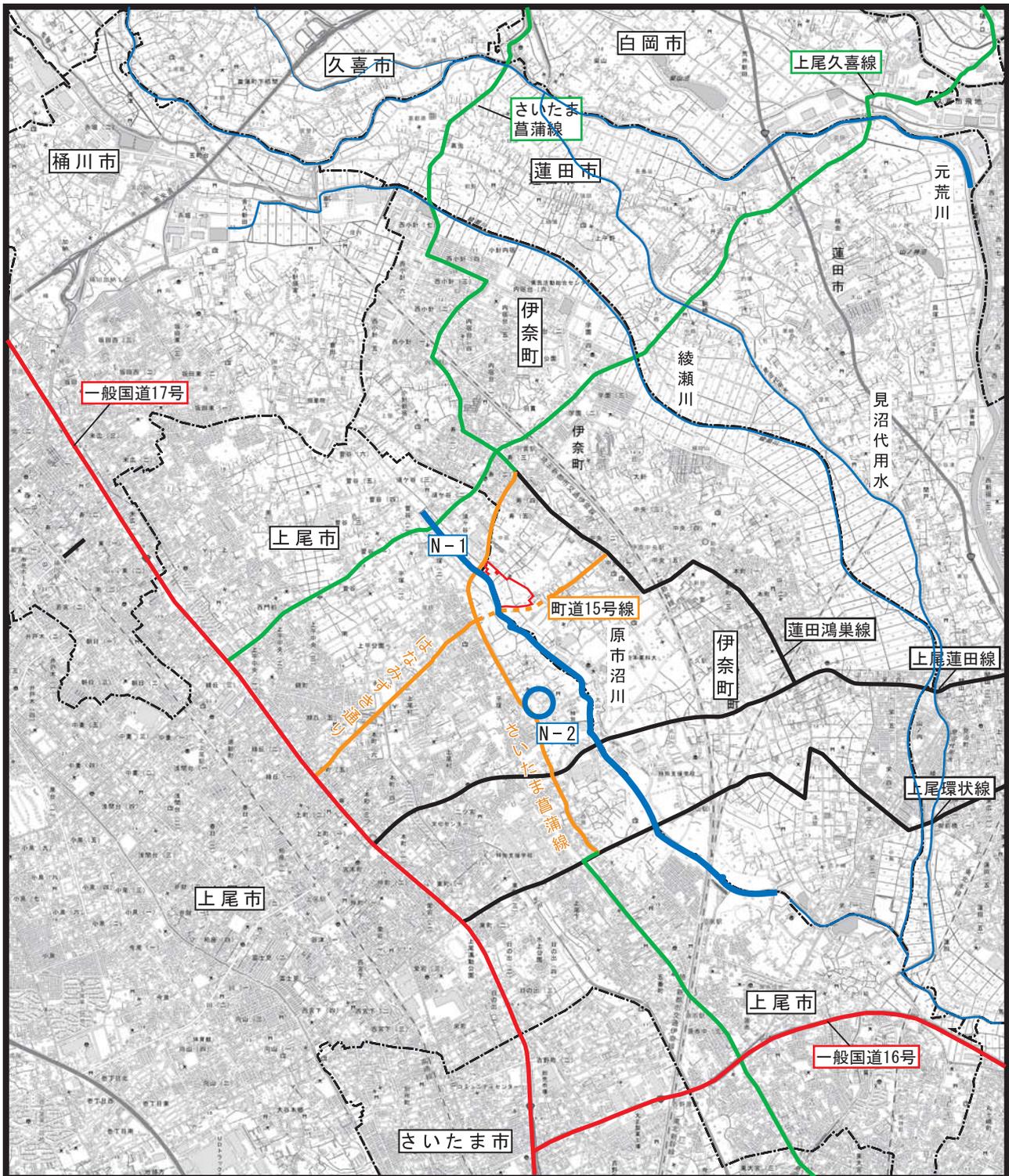
調査は、表 6.11.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.11.1-3 及び図 6.11.1-1 に示すとおりとする。

表 6.11.1-2 調査方法

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	既存資料調査	対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの活動の場の位置、種類、規模、状況、特性等、利用状況、周辺状況を地形図、観光ガイドブック等の既存資料により把握する。
自然とのふれあいの場の利用状況	現地調査	<調査地点> ・自然とのふれあいの活動の場の特性を踏まえて、影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする(図6.11.1-1参照)。 <調査期間、時期等> 4季に各1回とする。 <調査方法> ・現地調査及び利用者、管理者への聞き取りによる。
自然とのふれあいの場への交通手段の状況		
その他の関連事項 ・周辺の土地利用 ・周辺の交通網の状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

表 6.11.1-3 調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
自然とのふれあいの場	N-1	原市沼川	・自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	対象事業実施区域の西側に接して、北西から南東に流れる河川であり、自然とのふれあいの場として選定する。
	N-2	平塚公園	・自然とのふれあいの場の利用状況 ・自然とのふれあいの場への交通手段の状況	対象事業実施区域への関係車両（資材運搬等の車両、ごみ収集車両等）の主要な走行経路になると想定される（さいたま菖蒲線）に接していることから、自然とのふれあいの場として選定する。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 原市沼川調査区間
-  : 平塚公園
-  : 主な搬出入道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道



S = 1:50,000



図6.11.1-1 自然とのふれあいの場
調査対象地等

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

11.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 11. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 11. 2-1 予測内容

予測内容		
工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度 ・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度
存在・供用時	施設の存在 自動車等の走行	

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 11. 2-2に示すとおりである。

表6. 11. 2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な自然とのふれあいの場の利用環境の改変程度 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場の特性を踏まえて主要な人と自然とのふれあいの活動の場に係る影響を的確に把握することができる時期 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地域のうち、自然とのふれあいの場の特性を踏まえて主要な自然とのふれあいの場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ・現地調査を行う地点とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な自然とのふれあいの場について、分布または利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用または解析による。 ・自然とのふれあいの場の現況調査結果と、工事中、施設の存在・供用時の他の項目の予測結果、事業計画の内容を重ね合わせることで、定性的に予測する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
存在・供用時 施設の存在 施設の稼働		

11.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 11. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 11. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
存在・供用時	施設の存在 施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め公害防止基準値とする。また、工事中、供用時は、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・ごみ収集車両等は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。

12 史跡・文化財

12.1 調査

1) 調査内容

供用後の施設の存在に伴う史跡・文化財への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.12.1-1 に示すとおりである。

表 6.12.1-1 調査内容

調査内容	
埋蔵文化財の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 埋蔵文化財の種類、価値等
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.12.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.12.1-2 調査方法

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
埋蔵文化財の分布状況 <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等 埋蔵文化財の種類、価値等 	既存資料調査	下記資料を調査し、埋蔵文化財の分布状況を把握する。 ・「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ」（埼玉県教育局）
	現地踏査	<調査地点> ・対象事業実施区域内において埋蔵文化財の分布が適切かつ効果的に把握できる地点とする。 <調査期間、時期等> ・任意の時期に1回とする。 <調査方法> ・現地踏査及び関係機関への聞き取りによる。
その他の関連事項 <ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地利用 	既存資料調査	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

12.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 12. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 12. 2-1 予測内容

予測内容		
存在・供用時	施設の存在	・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 12. 2-2に示すとおりである。

表6. 12. 2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	<予測対象> ・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 <予測時期> ・史跡・文化財への影響を的確に把握することができる時期とする。 <予測地域> ・対象事業実施区域とする。 <予測方法> ・埋蔵文化財の現況調査結果と、事業計画内容の重ね合わせにより、定性的に予測する。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ②埼玉県又は伊奈町が史跡・文化財の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

12.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 12. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 12. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用時	施設の存在 施設の稼働	・埼玉県及び伊奈町の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。
--------	----------------	--

13 日照障害

13.1 調査

1) 調査内容

供用後の施設の存在に伴う日照障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.13.1-1 に示すとおりである。

表 6.13.1-1 調査内容

調査内容	
日影の状況	・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
その他の予測・評価に必要な事項	・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.13.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.13.1-2 調査方法

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
日影の状況	現地調査	<調査地点> ・冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 <調査期間、時期等> ・冬至日またはその前後の時期に1回とする。 <調査方法> ・天空写真撮影による。
その他の関連事項 ・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況	既存資料調査	地形図、土地利用現況図、日影規制図等の最新資料の収集等により把握する。

13.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 13. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 13. 2-1 予測内容

予測内容		
存在・供用時	施設の存在	冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周の住宅及び農地への日影の影響の程度の変化

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 13. 2-2に示すとおりである。

表6. 13. 2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	< 予測対象 > ・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲への日影の影響の程度の変化 < 予測時期 > ・日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設供用後の冬至日とする。 < 予測地域 > ・対象事業実施区域周辺及び現地調査を行う地点とする。 < 予測方法 > ・時刻別日影図、等時間日影図、天空図を作成し、日影の影響を定性的に予測する。	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ②以下に示す基準等との整合性が図られていること。 ・建築基準法 ・埼玉県建築基準法施行条例

13.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 13. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 13. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用時	施設の存在	・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。
--------	-------	----------------------

14 電波障害

14.1 調査

1) 調査内容

供用後の施設の存在に伴う電波障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.14.1-1 に示すとおりである。

表 6.14.1-1 調査内容

調査内容	
電波の発信状況	・チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業実施区域との距離等
日影の状況	・電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比(D/U)、水平パターン、ハイトパターン等
その他の予測・評価に必要な事項	・電波受信に影響を正在させている地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法

2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.14.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.14.1-2 調査方法

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
電波の発信状況	既存資料調査	下記資料を調査し、電波の発信状況を把握する。 ・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧(日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKアイテック編)」
電波の受信状況	現地調査	<調査地点> ・電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域において、電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 <調査期間、時期等> ・任意の時期に1回とする。 <調査方法> ・電界強度測定車による路上調査とする。 ^注
その他の関連事項 電波受信に影響を正在させている地形、工作物等の状況 住宅等の分布状況 電波受信の方法	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図等の最新資料の収集等により把握する。

注:対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等(BS及びCS)とする。

14.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 14. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 14. 2-1 予測内容

予測内容		
存在・供用時	施設の存在	電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 14. 2-2に示すとおりである。

表6. 14. 2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
存在・供用時 施設の存在	< 予測対象 > ・ 電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度 < 予測時期 > ・ 電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の供用後とする。 < 予測地域 > ・ 現地調査と同様とする。 < 予測方法 > ・ 遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とする。	① 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ② 以下に示す基準等との整合性が図られていること。 ・ 「建造物による受信障害調査要領」(平成17年3月、日本CATV技術協会)における受信画面の品質評価基準

14.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 14. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 14. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用時	施設の存在	・ 建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。 ・ 地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV 等への加入など適切な対策を実施する。
--------	-------	---

15 廃棄物等

15.1 調査

廃棄物等については、調査は実施しない。

15.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 15. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 15. 2-1 予測内容

予測内容		
工事中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況 ・残土の発生量及び処理の状況
存在・供用時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 15. 2-2に示すとおりである。

表6. 15. 2-2 予測・評価方法等

予測・評価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中	造成等の工事 <予測対象> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況 ・残土の発生量及び処理の状況 <予測時期> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間全体とする。 <予測地域> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内とする。 <予測方法> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画に基づき定量的に予測する。 	①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ②工事に伴い発生する廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理され、また、埼玉県又は上尾市、伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
存在・供用時	施設の稼働 <予測対象> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・廃棄物の排出抑制の状況 <予測時期> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <予測地域> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内とする。 <予測方法> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を把握する。 ・事業計画より、ばいじん、焼却灰の処理・処分方法等を明らかにし、類似事例の引用または解析等により定量的に予測する。 	③施設の稼働に伴い発生する廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に再資源化、処理され、また、埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

15.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 15. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 15. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

工 事 中	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none">・ 工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。・ 再生資材及び再利用資材の活用に努める。・ 建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。
存 在 ・ 供 用 時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。

16 温室効果ガス等

16.1 調査

温室効果ガス等については、調査は実施しない。

16.2 予測・評価

1) 予測内容

予測内容は表 6. 16. 2-1 に示すとおりである。

表 6. 16. 2-1 予測内容

予測内容		
工事中	資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況
存在・供用時	施設の稼働 自動車の走行	・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況

2) 予測・評価方法等

予測・評価方法等は、表6. 16. 2-2に示すとおりである。

表6. 16. 2-2 予測・評価方法等

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事中 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事期間全体とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 ・温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。 	<p>①周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>②埼玉県又は上尾市及び伊奈町の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>
存在・供用時 施設の稼働 自動車の走行	<p><予測対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの種類ごとの排出量 ・温室効果ガスの排出量削減の状況 <p><予測時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <p><予測地域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内とする。 <p><予測方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。 ・事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。 	

16.3 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6. 16. 3-1 に示すとおりである。

表 6. 16. 3-1 環境の保全に関する配慮方針

工事中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。
存在・供用時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を図る。 長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ごみ収集車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。